

平成 21 年 5 月 19 日
内 閣 官 房

新型インフルエンザ発生に伴う対応について

1 事案の概要

- 4月25日 WHOは、メキシコ及び米国において豚由来H1N1のA型インフルエンザウイルスの人への感染が発生していることを受け、緊急委員会を開催し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定したが、判断に必要な情報が不足しているとし、「フェーズ3」は変更せず。
- 4月27日 WHOは、豚インフルエンザ感染拡大に伴い、警戒水準引き上げに関する緊急委員会を開催し、28日、「フェーズ4」を宣言した。
- 4月30日 WHOは、科学委員会を開催し、「フェーズ4」から「フェーズ5」への引き上げを決定。
- 5月9,10日 8日にデトロイト発NW25便により成田に到着した日本人男性4人について、新型インフルエンザの患者であることが確定（水際発見）。
- 5月16日 兵庫県神戸市在住の日本人男性が新型インフルエンザの患者であることが確定し、政府は、国内での感染を確認。

2 政府の主な対応

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 4月25日 | 10:30 | 官邸危機管理センターに情報連絡室設置 |
| | 13:00 | 関係省庁対策会議幹事会（課長級）開催 |
| 26日 | 09:00 | 情報連絡室を官邸連絡室に改組 |
| | 09:00 | 緊急参集チーム協議開催 |
| 27日 | 08:20 | 豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合開催 |
| | 13:00 | 関係省庁対策会議幹事会（課長級）開催 |
| 28日 | 05:50 | 官邸連絡室を官邸対策室に改組 |
| | 06:59 | 緊急参集チーム協議開催 |
| | 08:00 | 新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置 |
| | 12:35 | 新型インフルエンザ対策本部（第1回会合）開催、基本的対処方針を決定 |
| 30日 | 08:20 | 新型インフルエンザ対策本部幹事会開催 |
| | 11:00 | 関係省庁対策会議幹事会（課長級）開催 |
| 5月1日 | 09:00 | 新型インフルエンザ対策本部（第2回会合）開催
－基本的対処方針を改訂 |
| | 15:00 | 新型インフルエンザ対策本部課長級会合開催 |
| | 17:10 | 第1回新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会開催 |
| 5月2日 | 19:00 | 新型インフルエンザ関係省庁局長級会議開催 |
| 5月4日 | 15:30 | 新型インフルエンザ関係省庁局長級会議開催 |
| | 19:30 | 新型インフルエンザ関係省庁課長級会議開催 |
| 5月8日 | 18:30 | 新型インフルエンザ関係省庁局長級会議開催 |

- 5月 9日 10:00 新型インフルエンザ対策本部水際対策関係省庁幹事会開催
- 5月13日 (持ち回り) 第2回新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会開催
－停留に関する報告
- 5月15日 20:00 第3回新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会開催
- 5月16日 11:00 第4回新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会開催
－「基本的対処方針の実施について」を提言
- 14:00 新型インフルエンザ対策本部幹事会開催
－基本的対処方針を踏まえた「確認事項」を決定
- 5月18日 10:00 第3回新型インフルエンザ対策本部会合